

育児・介護休業等に関する規定

(株) ○ △ 工 業

第1条（育児休業）

1 育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、申出により、育児休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、育児休業をすることができる。

- 一 入社1年以上であること
- 二 子が1歳6か月になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

★有期契約従業員の育児休業取得要件が緩和

育児休業の申出時点で、子が1歳6か月になるまでに労働契約の満了や更新がないことが明らかでない場合には育児休業の対象となります。

2 1にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から1年以内（4の申出をする場合は、6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

4 次のいずれにも該当する従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

(1) 従業員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たるであった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

5 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として、育児休業を開始しようとする日の1か月前（3に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。

- 6 育児休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該育児休業申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

第2条（介護休業）

- 1 要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申出により、介護を必要とする家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業をすることができる。

★介護休業の分割取得

介護休業が対象家族1人につき原則1回から、3回まで分割取得が可能になりました。休業可能日数は93日のままです。

ただし、有期契約従業員にあつては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り、介護休業をすることができる。

- 一 入社1年以上であること
- 二 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

★有期契約従業員の介護休業取得要件が緩和

介護休業の申出時点において、介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了または、更新がないことが明らかでない場合には介護休業の対象となります。

- 2 1にかかわらず、労使協定により除外された次の従業員からの休業の申出は拒むことができる。
- 一 入社1年未満の従業員
 - 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
 - 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

- 3 要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

配偶者／父母／子／配偶者の父母／祖父母、兄弟姉妹又は孫

★対象家族の範囲の拡大

祖父母、兄弟姉妹、孫に必要であった「同居かつ扶養している」という要件が削除されました。

- 4 介護休業をすることを希望する従業員は、原則として、介護休業を開始しようとする2週間前までに、介護休業申出書を人事担当者に提出することにより申し出るものとする。

- 5 介護休業申出書が提出されたときは、会社は速やかに当該介護休業申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第3条（子の看護休暇）

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第○条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。
- 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

- 2 子の看護休暇は、半日単位で取得することができる。

★半日単位での取得が可能に

通院の付き添い等の短い時間で済む目的に使用しやすくなりました。

1日の2分の1以外の時間数を半日と定める場合には別途労使協定が必要です。

第4条（介護休暇）

- 1 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、就業規則第○条に規定する年次有給休暇とは別に、当該対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。
- 一 入社6か月未満の従業員
 - 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

- 2 介護休暇は、半日単位で取得することができる。

★半日単位での取得が可能に

通院の付き添い等の短い時間で済む目的に使用しやすくなりました。

1日の2分の1以外の時間数を半日と定める場合には別途労使協定が必要です。

第5条（育児・介護のための所定外労働の制限）

- 1 3歳に満たない子を養育する従業員（日雇従業員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

★介護のための所定外労働の制限（残業の免除）の新設

対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度が新設されました。

1にかかわらず、労使協定によって除外された次の従業員からの所定外労働の制限の申出は拒むことができる。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限申出書を人事担当者に提出するものとする。

第6条（育児・介護のための時間外労働の制限）

1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申出た場合には、就業規則第○条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 1にかかわらず、次の一から三のいずれかに該当する従業員は育児のための時間外労働の制限及び介護のための時間外労働の制限を申し出ることができない。

- 一 日雇従業員
- 二 入社1年未満の従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

3 請求しようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書を人事担当者に提出するものとする。

第7条（育児・介護のための深夜業の制限）

1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規則第○条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間に労働させることはない。

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員は深夜業の制限を申し出ることができない。

- 一 日雇従業員
- 二 入社1年未満の従業員
- 三 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員
 - イ 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること
 - ロ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること

- ハ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定でなく、かつ産後 8 週間以内でない者であること
- 四 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員
- 五 所定労働時間の全部が深夜にある従業員

3 請求しようとする者は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間について、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限を開始しようとする日の 1 か月前までに、育児・介護のための深夜業制限申出書を人事担当者に提出するものとする。

第 8 条（育児短時間勤務）

- 1 3 歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第○条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。所定労働時間を午前 9 時から午後 4 時まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後 1 時までの 1 時間とする。）の 6 時間とする（1 歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。）。
- 2 1 にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - 一 日雇従業員
 - 二 1 日の所定労働時間が 6 時間以下である従業員
 - 三 労使協定によって除外された次の従業員
 - （ア）入社 1 年未満の従業員
 - （イ）1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員
- 3 申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として開始しようとする日の 1 か月前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申出なければならない。

第 9 条（介護短時間勤務）

- 1 要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）は、申し出ることにより、就業規則第○条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。
所定労働時間を午前 9 時から午後 4 時まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後 1 時までの 1 時間とする。）の 6 時間とする。
- 2 1 にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
 - 一 日雇従業員
 - 二 労使協定によって除外された次の従業員

- (ア) 入社1年未満の従業員
- (イ) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

★介護のための所定労働時間の短縮措置の期間の延長

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上（少なくとも2回）利用可能な措置を整備してください。

- 3 介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮を開始しようとする日の2週間前までに、短時間勤務申出書により人事担当者に申し出なければならない。

第10条（給与等の取扱い）

- 1 基本給その他の月毎に支払われる給与の取扱いは次のとおり。
 - 一 育児・介護休業をした期間については、支給しない
 - 二 第3条及び第4条の制度の適用を受けた日又は時間については、無給とする
 - 三 第7条、第8条及び第9条の制度の適用を受けた期間については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。
- 2 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。第3条～第9条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 3 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。また、その算定対象期間に第8条及び第9条の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は、支給しない。第3条～第7条の制度の適用を受けた日又は期間については、通常の勤務をしているものとみなす。
- 4 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間は勤務したものとして勤続年数を計算するものとする。また、第3条～第9条の制度の適用を受けた日又は期間は、通常の勤務をしているものとみなす。
- 5 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとし、みなす。

第11条（育児休業等に関するハラスメントの防止）

- 1 すべての従業員は第1条～第9条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する従業員

の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 1の言動を行ったと認められる従業員に対しては、就業規則第○条及び△状に基づき、厳正に対処する。

★マタハラ、パタハラなどの防止措置の新設

事業主による妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止に加え、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置が義務化されました。ここでは「育児・介護休業等に関する規定」に記載していますが、就業規則の服務規律や懲戒規定に追加することもできます。

第12条（法令との関係）

育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、時間外労働及び深夜業の制限、育児短時間勤務並びに介護短時間勤務に関して、この規則に定めのないことについては、育児・介護休業法その他法令の定めるところによる。

（附則） 本規則は平成○年○月○日から適用する

育児・介護休業等に関する労使協定

(株)〇△工業と□□労働組合は、(株)〇△工業における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申出を拒むことができる従業員)

第1条 事業所長は、次の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(介護休業の申出を拒むことができる従業員)

第2条 事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社1年未満の従業員
- 二 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- 三 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について)

第3条 対象となる従業員は、勤務時間9時～17時45分の従業員とする。

- 2 取得の単位となる時間数は、始業時刻から3時間又は終業時刻まで4時間45分とする。
- 3 休暇1日当たりの時間数は、7時間45分とする。

★半日単位が1日の所定労働時間の2分の1でない場合には労使協定が必要

半日単位の取得の場合には1日の所定労働時間の2分の1の時間を半日とします。1日の2分の1以外の時間数を半日と定める場合には労使協定で、

①対象となる労働者の範囲 ②取得の単位となる時間数 ③1日あたりの時間数 を定め
てください。

★半日単位での利用の対象外労働者を定める場合には労使協定が必要

「業務の性質、業務の実施体制に照らして、半日単位で取得することが困難な業務に従事する労働者」については半日単位の取得の対象外とすることができますが、労働者の範囲を労使協定で定めることが必要です。対象外とする業務の例は指針に定められていますが、できる限り対象とすることが望ましいものです。

(子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第4条 事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- 一 入社6か月未満の従業員

二 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

(介護休暇の申出を拒むことができる従業員)

第 5 条 事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社 6 か月未満の従業員

二 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

(所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員)

第 6 条 事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社 1 年未満の従業員

二 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第 7 条 事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社 1 年未満の従業員

二 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

(介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第 8 条 事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

一 入社 1 年未満の従業員

二 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の従業員

(従業員への通知)

第 9 条 事業所長は、第 1 条から第 2 条及び第 4 条から第 8 条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに、会社、組合いずれからも申出がないときには、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成○年○月○日

(株)○△工業

代表取締役 ○○○○ 印

□□労働組合

執行委員長 ○○○○